

答 申 第 69 号
平成 20 年 7 月 22 日
(2008 年)

西宮市議会議長 様

西宮市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 中 山 正 隆

西宮市情報公開条例第 15 条第 2 項の規定
に基づく諮問について (答 申)

平成 19 年(2007 年) 1 1 月 30 日付で諮問のありました事案について、別紙
のとおり答申します。

答 申

第 1 審査会の結論

「西宮市議会会派世話人会についての説明資料（目的、構成メンバー、議題、開催記録、規定等）」の公開請求を「不存在」とした処分を取消し、請求対象を「西宮市議会各派世話人会記録（平成 19 年 6 月 12 日から同年 8 月 10 日）」とした上で、同記録の内、発言者名及び発言内容を除き公開すべきである。

第 2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての経過

異議申立人は、平成 19 年 9 月 11 日に「西宮市議会会派世話人会についての説明資料（目的、構成メンバー、議題、開催記録、規定等）」の公開を実施機関、西宮市議会に請求したが、同月 21 日付けで当該文書を不存在とする旨の決定を受けた。

これに対し、異議申立人は当該文書を不存在とした決定を不服とし、平成 19 年 11 月 16 日異議申立てに及んだものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人は、異議申立書及び意見書並びに口頭での意見聴取において概要、次のように主張している。

- (1) 実施機関は、「各派世話人会について（資料）」を提供し、各派世話会の説明を行っているが、異議申立人の請求内容である「構成メンバー・議題・開催記録」についての説明資料の提供はない。
- (2) 実施機関の資料にあるとおり、各派世話会は事実上の会議であるにもかかわらず、設置・運営の取り決めがないため、実施機関は会議が「非公開」であると主張するが、取り決めがなければ「非公開」とする根拠も存在しないはずである。
- (3) 各派世話会は、平成 19 年 6 月 11 日から同年 11 月 9 日まで延べ 13 回（情報公開請求時では 10 回）開催され、11 月 9 日に各派世話会を会派代表者会議に切りかえ、以降の議事録は公開されることとなったが、各派世話会の議事録が公開されない限り一連のつながりは不明で、市議

会は不透明のままである。

- (4) 以上により、当該説明資料を不存在（非公開）とする決定は、西宮市情報公開条例（昭和61年西宮市条例第22号。以下「情報公開条例」という。）の誤用・悪用であるため、処分を取消し、公開を求める。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、本件文書を非公開とした処分理由説明書及び口頭での意見聴取において概要、次のように主張している。

1 諮問に至るまでの経緯

- (1) 平成19年9月11日、申立人は実施機関、西宮市議会に対して、「西宮市議会会派世話人会についての説明資料(目的、構成メンバー、議題、開催記録、規定等)」の公開請求を行った。
- (2) 実施機関は、当該文書について不存在とする処分決定を行い、同月21日付けで異議申立人に通知した。
- (3) 平成19年11月16日、申立人は、当該処分を不服として、情報公開条例第15条第1項の規定に基づき本件処分の取消しを求めて異議申立てを行った。

2 対象公文書

異議申立人からは、「会派世話人会についての説明資料(目的、構成メンバー、議題、開催記録、規定等)」という公文書公開請求であったため、西宮市市議会議長は不存在の決定をするとともに、「各派世話人会について(資料)」を作成し、情報提供を行った。しかし、異議申立人は、これを不服として異議申立てに及んでおり、各派世話人会の「議題・記録」を非公開とした処分が異議申立ての主な理由であると推察される。

よって、非公開とした「議題・記録」は、「西宮市議会各派世話人会記録」に記載されているので、審査対象公文書を「西宮市議会各派世話人会記録(平成19年6月12日から同年8月10日)」としていただくことを申立てる。

3 本件処分の理由等

公文書公開請求の項目のうち、目的・構成メンバー・規定等、あるいは会派代表者会議との相違点については、提供資料で一定の回答をしているが、議題及び開催記録については、市や議会内部における調査・検討・審

議・企画等の意思形成過程に関する情報が主な内容で、公開することにより、議会の公正かつ円滑な執行に支障が生じる恐れがあるもの（情報公開条例第6条第5号及び第6号）に該当するため、提供資料中で非公開である旨を述べている。

第4 審査会の判断

本件請求に関わる異議申立てについての本審査会の判断は、以下のとおりである。

1 本件対象公文書

本件審査で対象とする公文書は、第1に記載した、「西宮市議会会派世話人会についての説明資料（目的、構成メンバー、議題、開催記録、規定等）」であるが、異議申立の趣旨が、「議題・開催記録」を非公開とした処分に対することが明らかであるので、「西宮市議会各派世話人会記録（平成19年6月12日から同年8月10日）（以下「本件文書」という。）」を、本件対象公文書とする。

2 処分理由の検討と判断

- (1) 各派世話会は、議員の職務の一環として行われる活動であり、会議の規定はないものの、プライベートな会議ではない。
- (2) 本審査会で本件文書の審査を行った結果、「表紙」・「協議事項」・「出席議員」・「欠席議員」・「傍聴議員」・「当局」・「議会事務局」・「協議結果」までは、情報公開条例第6条各号に該当する非公開事項は見あたらなかった。
- (3) 「協議記録」の発言内容部分には非公開を前提とした率直な意見の交換及び人事に関する記録があり、情報公開条例第6条第5号並びに6号の適用はやむを得ないものと判断できる。
- (4) 各派世話会の協議内容については、各議員の発言を詳細に知ることはできないが、「協議結果」にまとめられている。

第5 結論

以上の理由により、本審査会は「第1 審査会の結論」のように答申する。なお、審査の経過は別紙のとおりである。

別紙

審 査 の 経 過

| 年 月 日 | 審 査 会 | 経 過 |
|--------------------|---------------|--------------|
| 平成 19 年 1 2 月 4 日 | | 諮問書を受領 |
| 平成 2 0 年 4 月 2 1 | 第 146 回 審 査 会 | 実施機関から意見聴取 |
| 平成 2 0 年 5 月 7 日 | | 異議申立人の意見書を受領 |
| 平成 2 0 年 5 月 1 9 | 第 147 回 審 査 会 | 異議申立人から意見聴取 |
| 平成 2 0 年 6 月 2 0 日 | 第 148 回 審 査 会 | 答申に向けた審議 |
| 平成 2 0 年 7 月 2 2 日 | 第 149 回 審 査 会 | 答 申 |